相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八街市八街に一〇〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　三瓶　ます

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月六日

事務所千葉県佐倉市栄町一九番地五京成サンコーポ佐倉四〇五号　湯川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥　敦士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県佐渡市真野五七二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　佐々木俊雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月六日

事務所新潟県佐渡市千種丙二〇九番地一二

佐渡あおば法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岩田　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市下荒井町第一二号一一二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　古水　義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月六日

福井県福井市大手二丁目二〇番一一一号大手ビル三階　相続財産管理人　井花　正伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市蔵前六丁目三番地、最後の住所岐阜県岐阜市芋島二丁目一二番一一号　被相続人　亡　黒田　廣志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月六日

事務所岐阜市京町一丁目九番地一

相続財産管理人　弁護士　山崎　則和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市小西郷五三〇番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小島　逵郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月六日

事務所岐阜県岐阜市菅場南一丁目九番地一三

相続財産管理人　司法書士　今井万寿之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県倉吉市関金町堀二八四六番地、最後の住所奈良市青山三丁目一番地六―二〇五号　被相続人　亡　河島　好夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月六日

奈良市登大路町五番地　修徳ビル三階　わかくさ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市天王寺区上本町一丁目二番、最後の住所奈良市富雄北一丁目三番一七号　被相続人　亡　森中　政次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月六日

奈良市登大路町五番地　修徳ビル三階　わかくさ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市中央町二四番地五、最後の住所福岡県久留米市三潴町西牟田六四九七番地五　被相続人　亡　野田　學

平成二十五年十二月六日

事務所岐阜県岐阜市京町一丁目九番地一

相続財産管理人　弁護士　山崎　則和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市小西郷五三〇番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小島　逵郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月六日

事務所岐阜県岐阜市菅場南一丁目九番地一三

相続財産管理人　司法書士　今井万寿之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県倉吉市関金町堀二八四六番地、最後の住所奈良市青山三丁目一番地六―二〇五号　被相続人　亡　河島　好夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月六日

奈良市登大路町五番地　修徳ビル三階　わかくさ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市天王寺区上本町一丁目二番、最後の住所奈良市富雄北一丁目三番一七号　被相続人　亡　森中　政次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月六日

福岡県久留米市城南町一六番地一二

相続財産管理人　品川　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本市島崎町大字島崎四〇二番地、最後の住所熊本市島崎三丁目二八番一三号　被相続人　亡　野々口為晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月六日

熊本市西区島崎五丁目九番四号

相続財産管理人　弁護士　紫垣　陸助

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年12月６日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①日本製紙株式会社　②東京都知事(5)71794　③代表取締役　芳賀義雄　④東京都北区王子一丁目４番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都北区王子一丁目４番１号　日本製紙株式会社　代表取締役　芳賀義雄

平成二十五年十二月六日

一、墳墓等所在地　茨城県土浦市中央二丁目六番二六号

一、墳墓等の名称　千手院墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　澤田家　澤田政吉、澤田はつ、澤田留吉、澤田かつ、沢田孝康、澤田孝一郎、不詳四名

一、改葬を行おうとする者　茨城県土浦市中央二丁目一一番一二号　宗教法人真言宗豊山派　泉寺　代表役員　齊藤　純英

債権申出の公告

当社は、平成十五年十二月三日横浜地方裁判所にて破産手続終結決定されましたが、この度残余財産処分の必要があり、平成二十五年四月十二日横浜地方裁判所より当代表清算人が選任されました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

また、当社の株式を所有する方においても本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月六日

横浜市神奈川区沢渡二番地の四ＹＳビル

株式会社新建商事

代表清算人　西田　雅江

連絡先　東京都港区新橋二―一六―一　ニュー新橋ビル一一三号室　西田法律事務所